

令和4年度第1回 北見方面美幌警察署協議会 議事概要

1 開催日時

令和4年6月23日(木) 午後2時0分から午後3時35分まで

2 開催場所

北見方面美幌警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 5人(定員7人)

会 長 井上 聡

委 員 篠森 紀仁、安藤 礼子、山口 知津、大野 広子

(2) 警察署員 5人

署 長 高橋 司朗

副 署 長 山越 浩幸

刑事・生活安全課長 萱森 淳二

地域・交通課長 刃野 勇介

警務係長(庶務担当)、交通係長

4 会長挨拶

5 署長挨拶

6 業務概況説明等

(1) 犯罪情勢、検挙事例、各種啓発

(2) 交通事故の発生状況、交通安全取組状況、地域警察活動内容

7 諮問事項「犯罪防止対策について」

【委員】～ 来店したお客様に特殊詐欺被害の疑いがあった場合、どのように対応したらよいか教えてほしい。

【警察】～ 特殊詐欺の被害に遭われる方の中には、いくら周りの人が声掛けをしても、本人に騙されている認識がなく、最終的に被害に遭う方がおります。金融機関の窓口利用者やATM利用者等への積極的かつ継続的な声掛けをしていただき、特殊詐欺被害が疑われる場合には警察への通報

をお願いしたい。

【委員】～ 悪質な電話勧誘、訪問販売、訪問買取へどのように対応すべきか。

【警察】～ 悪質業者の中には、非合法な手段を用いて各種名簿を入手しているケースがあり、特に高齢者が狙われやすい傾向にあります。何かおかしいと思うことがあれば、直ちに警察に通報してもらいたいと思います。

【委員】～ 警察官が、犯罪に関連して障がいのある人と接する場合、面接方法や場所などについて、配慮していただくことはできるのか。

【警察】～ 警察は、捜査を行うに当たっては、法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないよう注意しております。

事件関係者等の様々な事情に応じた対応を図り、適切に捜査を推進してまいります。

また、自治体によっては、「ヘルプマーク」を、希望する方に配布しており、そういった物の活用が必要とも思われます。

## 8 質疑応答

【委員】～ 道路交通法の改正による安全運転管理者によるアルコールチェックについて、警察としてどのような対応を考えているか。

【警察】～ 警察としては、飲酒運転根絶に向けた法改正の趣旨や目的を通じて町民に浸透させるとともに、飲酒運転の取締りについても推進していきます。

## 9 懲戒処分等の報告について

## 10 次回の開催予定

令和4年9月中の開催を予定しております。